

平成24年 4 月臨時会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成24年 4 月 12 日 開会

平成24年 4 月 12 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

# 平成24年4月横芝光町議会臨時会会議録目次

## 第1号（4月12日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
町長所信表明	5
発議第1号の上程、説明	7
議案第1号ないし議案第4号の上程、説明	8
発議第1号の質疑、討論、採決	17
議案第1号の質疑、討論、採決	19
議案第2号の質疑、討論、採決	19
議案第3号の質疑、討論、採決	20
議案第4号の質疑、討論、採決	21
閉会の宣告	21
署名議員	23

## 平成24年4月横芝光町議会臨時会

### 議事日程（第1号）

平成24年4月12日（木曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長所信表明
- 日程第 5 発議第1号の提案理由説明
- 日程第 6 議案第1号ないし議案第4号について（町長提案理由説明）
- 日程第 7 発議第1号審議（質疑・討論・採決）  
ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を使用した試験研究に反対する意見書について
- 日程第 8 議案第1号審議（質疑・討論・採決）  
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 9 議案第2号審議（質疑・討論・採決）  
専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第10 議案第3号審議（質疑・討論・採決）  
専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第11 議案第4号審議（質疑・討論・採決）  
人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（18名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課長	市原成一君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君
福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君
東陽病院事務局長	大木良夫君	会計管理者	鈴木健夫君
教育長職務代理者教育課長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	椎名圭子
----	------	----	------

---

**◎開会の宣告**

○議長（鈴木克征君） これより平成24年4月横芝光町議会臨時会を開会します。

（午後 1時59分）

---

**◎開議の宣告**

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

**◎会議録署名議員の指名**

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

7番 川島 仁 議員

11番 野村 和好 議員

を指名します。

---

**◎会期決定の件**

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

---

**◎諸般の報告**

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、本日、川島富士子議員から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので報告します。

本臨時会は、本年度最初の議会であります。説明員である各課長等に異動がありましたので、ここで紹介をお願いします。紹介は自己紹介をお願いします。

総務課長から順にお願いします。

○総務課長（田鍋悦央君） 4月1日付で総務課長を拝命いたしました田鍋悦央といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○企画財政課長（市原成一君） 4月1日付で企画財政課長を仰せつかりました市原成一と申します。よろしくお願いいたします。

○税務課長（高埜広和君） 引き続き税務課を担当いたします高埜でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 4月1日付で産業振興課長を仰せつかりました伊橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○都市建設課長（五木田桂一君） 4月1日付で都市建設課長を仰せつかりました五木田桂一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境防災課長（土屋文雄君） 同じく4月1日付で環境防災課長を仰せつかりました土屋文雄でございます。在は宝米です。よろしくお願いいたします。

○教育長職務代理者教育課長（高蝶政道君） 現在、空席となっております教育長が選任されるまでの間、教育長職務代理を務めさせていただきます教育課長の高蝶政道でございます。引き続き教育課長ということでございます。よろしくお願い申し上げます。

○社会文化課長（早川典男君） 4月1日付で社会文化課長を仰せつかりました早川典男でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康管理課長（伊藤定幸君） 大変ご苦労さまでございます。

4月1日付で健康管理課長を仰せつかりました伊藤定幸と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（實川裕宣君） 引き続き福祉を担当させていただきます福祉課長の實川でございます。よろしくお願い申し上げます。

○住民課長（若梅 操君） ご苦労さまです。

私も引き続き住民課を担当させていただきます若梅操でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計管理者（鈴木健夫君） ご苦労さまです。

引き続き会計管理者を担当させていただきます鈴木健夫でございます。どうぞよろしくお

願います。

○東陽病院事務長（大木良夫君） ご苦労さまです。

4月1日付の人事異動によりまして、東陽病院事務長を拝命いたしました大木良夫と申します。よろしく願いいたします。

---

### ◎町長所信表明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、町長から所信表明の申し出がありますので、発言を許可します。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 本日ここに、平成24年4月横芝光町議会臨時会の開会に当たりまして、今後の町政運営について私の所信を申し述べる機会をいただきましたことは、まことに光栄であり、心より御礼申し上げます。

所信を申し上げる前に、去る2月6日ご逝去されました故齊藤隆町長に対し、謹んで哀悼の意を表し、心からご冥福をお祈り申し上げたいと存じます。

私は、去る3月25日に執行されました横芝光町長選挙におきまして、多くの町民の皆様の力強いご支援とご厚情を賜り、再び町政運営の重責を担わさせていただくことになりました。町民の皆様の大きな期待と職責の重さに、改めて身の引き締まる思いでございます。

現在、各課の所管事項や懸案事項について説明を受けており、議員の皆様方もご承知のPCBの問題を初め、差し迫った課題が山積していることを改めて実感いたしました。

これからの4年間、初心を忘れることなく、町民の皆様にお誓い申し上げました町民の幸せと町の発展を目的とし、よりよいまちづくりに全力を傾注して取り組む決意でございますので、どうか議会の皆様のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、我国を取り巻く経済状況は、欧州経済危機とも連動した円相場の高どまり、産油国周辺の政情不安によるエネルギー源の確保問題、今後予想されるTPP参加交渉の行方など、これまで以上に緊迫した情勢となっております。

国内経済においても、円相場の高どまりやエネルギーの供給不足などを受けて、製造業の海外移転の増加や産業の空洞化、公的債務の増加など、山積みされた課題がますます深化、複雑化しているように思われます。

町の財政状況も平成22年度の決算から見ますと、経常経費比率が85.9%で、前年度との比

較で0.8%改善したものの、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費の比率は、歳出全体の37.9%を占め、今後、合併関連事業に伴う公債費の増加に伴い、財政の硬直化がより一層進行することが確実視されていることから、普通交付税の合併算定がえ等の合併における支援措置が終了するまでに、徹底した経常経費の削減に努めるとともに、住民の皆様視点に立ち、財政構造の改善に向けた抜本的な事務事業の見直しにより、堅固な財政基盤を構築する所存でございます。

町民の皆様からお預かりいたしました大切な税金の使い道等、情報公開を着実に推進し、町民に開かれた町政の実現に努め、住みよいまち、活力ある地域社会をつくるための行政運営を行ってまいりたいと考えております。

このような状況の中、公約に挙げました次の事柄につきましては、既存事業の改善や廃止も検討しつつ、着実に実現できるよう最善の努力をしてまいりたいと考えております。

1点目は、PCB問題であります。

現在、当町の宮川地先で計画されているPCB廃棄物を使用した実験研究に対し、地域住民の生命・健康・財産を守り、自然環境を保全保護する立場から、議会議員の皆様方のご協力をいただきながら、町民の皆様とともに断固反対していく所存でございます。

2点目は、公平・公正な入札システムの構築についてであります。

予定価格の事前公表対象工事等の拡大など公平・公正な入札システムの構築に努めてまいり所存であります。

3点目は、災害対策の充実についてであります。

昨年3月の東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害に備える体制づくりを国や県と連携しながら早急に構築してまいり所存でございます。

4点目は、デマンド交通についてでございます。

急速に進展する高齢化社会に対応して、交通弱者である高齢者の移動手段を確保するため、デマンド交通、いわゆる乗り合いタクシーシステムの導入を積極的に進めてまいり所存でございます。

5点目は、高校3年生までの医療費無料化についてであります。

高校3年生までの医療費無料化を実施し、安心して子育てできるまちづくりに努めてまいり所存でございます。

6点目は、駅前混雑解消についてであります。

朝夕の駅前の混雑を解消するため、駅前広場の拡大整備と変形交差点の改修事業を推進し



てまいる所存でございます。

7点目は、放射線量測定器の無料貸し出しについてであります。

東日本大震災以後、ご自身の住んでおられる地域の放射線量について不安に思われている方も多いことから、放射線量測定器を購入し、町民の皆様方に貸し出しできるようにしたいと考えております。

以上、私の所信の一端を述べさせていただきましたが、具体的な施策につきましては、今後、町民の代表でございます議会の皆様方と十分協議を重ねながら進めてまいりますので、ご理解とご協力を重ねてお願い申し、所信表明にかえさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

---

### ◎発議第1号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第5、発議第1号を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 皆様、こんにちは。

発議第1号 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を使用した試験研究に反対する意見書（案）について提案理由を説明申し上げます。

なお、意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

この度、千葉県山武郡横芝光町宮川字海老川6567番1地先において、PCB廃棄物を使用した試験研究が行われようとしております。

PCBの毒性については、言うまでもなく、発癌性があり、また皮膚障害、内臓障害、ホルモン異常を引き起こすことなど、様々な健康被害を引き起こすことが報告されております。

試験研究の場となる横芝光町宮川地先周辺は、教育施設及び文化施設並びに医療機関にも近接し、都市計画法の地域区分としても第1種中高層住居専用地域及び第1種住居専用地域となっております。

そうした中で、環境への影響など周辺地域住民から寄せられる不安や心配が非常に高まっております。

PCB廃棄物の管理及び処理については、周辺住民の生活環境や暮らしに直接関わることであり、生活への不安と万が一の住民が負うリスク、その負担は限りなく大きいと考えられ

ます。

よって、本町議会は、地域住民の生命・健康・財産を守り自然環境を保全保護する立場から、この度のPCB廃棄物を使用した試験研究に対し断固反対するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年4月12日、千葉県山武郡横芝光町議会、千葉県知事様。

以上で提案理由説明といたします。

[9番議員 川島富士子君降壇]

---

### ◎議案第1号ないし議案第4号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第1号ないし議案第4号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、本議会に提案いたします各議案の提案理由をご説明申し上げます。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、また、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する法令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、公的年金等にかかわる所得以外の所得を有しなかった者が寡婦控除または寡夫控除を受けようとする者の申告書の提出を不要とすること、また、土地にかかわる固定資産税について住宅用地にかかわる据置特例を廃止しつつ、平成24年度の評価がえに伴う税負担の調整を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化を行うこと等について、横芝光町税条例の一部改正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年12月14日に公布されたことに伴い、また、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、東日

本大震災により被災した住居用財産の敷地にかかわる譲渡所得に対する国民健康保険税の課税の特例措置について、横芝光町国民健康保険税条例の一部改正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。本案は、匝瑳市横芝光町消防組合負担金について歳入歳出予算の補正を緊急に行う必要があり、議会を招集する時間的余裕がないと認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めべく提案したものであります。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。本案は、人権擁護委員の深田正一氏及び三原幸子氏の任期が平成24年6月30日をもって満了となることに伴い、後任を推薦するものであります。深田正一氏を再任、越川いつ子氏を新任の人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めべく提案したものであります。

以上、このたび提案いたしました案件につきましては、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、担当課長の説明を求めます。

議案第1号ないし議案第2号について、税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、議案第1号並びに議案第2号の補足説明をさせていただきます。

議案つづり、こちらのピンクの表紙になります。1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成24年4月12日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

3ページをお開きください。

専決第4号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

5ページをお開きください。

横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

それでは、7ページをお開きください。

今回の改正につきましては、先ほど、町長の提案理由の説明のとおりであります。その概要につきまして、本日、皆様のお手元に横芝光町税条例の一部改正の概要、こちらを配付させていただきましたので、新旧対照表はこちらの黄色い表紙になります、あわせてごらんをいただきながら説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

なお、改正の内容につきましては、この概要に掲げてありますように、大きく分けて7項目がございました。

まず、1つ目は、年金所得者の申告手続の簡素化ということで、寡婦控除を受けようとする場合の住民税の申告書の提出が不要となりました。

この改正につきましては、現在、年金受給者の皆さんは、扶養控除の適用などを受ける場合は、毎年、社会保険庁などに扶養親族の届け出を行っておりますが、その際に、加えて寡婦の届け出も行えるようにし、住民税の申告で寡婦（寡夫）控除のみを申告する場合には必要がないということになりました。これを改正するものであります。

なお、新旧対照表のページ数、あるいは関係条項につきましても、この概要にお示しさせていただいておりますので、先ほど申し上げましたとおり、あわせてごらんいただければ理解しやすいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

2つ目は、地域決定型地方税特例措置、通称わがまち特例であります。今までは、この特例措置については国が一律に定めておりましたが、市町村が自主的に判断し、条例で決定できるよう、新たな仕組みが導入されました。

それを受けまして、まず町の条例の附則の第10条の2で、法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3、また、第2項におきましては3分の2ということで定めることといたしました。

どうということかと申しますと、下の四角の中をごらんいただきたいと思いますが、法附則第15条第2項第6号に定める、公共下水道を利用する者が設置した、いわゆる除害施設の固定資産税の課税標準は、その価格の4分の3ということで一律に定められておりましたが、この4分の3を参酌して、市町村の判断で3分の2以上、6分の5以下で定めることができるようになったわけであります。しかしながら、当町には、現在のところ該当する施設が存在しておりません。

第2項については、平成24年4月1日から3年の間につくられた雨水貯留浸透施設の固定資産税については3分の2を参酌して、2分の1以上、6分の5以下とできるようになりましたが、残念ながら、こちらも該当はございません。

今後、対象となる施設が設置された場合には、慎重な対応をすべく、改めて検討していかなければならないと思われるところでありますので、よろしく願い申し上げます。

次に、2ページになりますが、3つ目は固定資産の評価がえ関係であります。

新旧対照表の3ページから8ページの第11条から13条にかけて改正を行うものでありますが、ここにお示しいたしましたとおり、原則として、平成24年度の評価がえに係る宅地・農地等、土地の負担調整措置など、制度的なものについては現行の仕組みを3年間延長するというようになっております。

ただし、不公平是正の観点から、住宅用地に係る据置特例を、経過的な措置を24、25年度に講じた上で、平成26年度に廃止するといった改正が行われました。

この改正につきましては、別紙4ということで、同じ概要の4ページになりますが、そちらをごらんください。

まず、説明しなければならないのは、土地（宅地）の評価がえと課税標準額についてということで、現在、どのような評価がえが行われ、どのように課税されているのか説明しなければ極めてわかりにくい部分がございますので、少し時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4ページを朗読しながらご説明申し上げます。

急激な経済の成長をもたらしたバブル経済の景況によって、固定資産税の負担水準、課税標準、これに1.4%を掛けたものが固定資産税ということになります。これが全国的な不均衡が生じたため、平成6年度に評価の均衡を図るため、宅地評価水準、すなわち評価額、下の表の赤い線の部分であります。全国一律に地価公示価格、青い線であります。この7割を目途に評価がえが行われました。

一方で、この評価がえによって納税者の税負担が急増しないよう、課税標準額、これが緑色の線の部分であります。この額に1.4を乗じたものが、先ほど申し上げましたように、実際の固定資産税になるわけですが、これをできる限りなだらかに上昇させる負担調整措置が講ぜられました。これが平成6年でございます。

この結果、グラフをごらんいただきたいと思いますが、評価額、いわゆる赤い線と課税標準額、下の緑色の線、この間に大きな開きが生じるとともに、評価がえによって評価額の上昇が大きかった土地ほど負担水準が低いという状況が生じました。

さらに、平成4年度以降、全国的に地価の下落が始まりまして、この下落が大きかった土地、すなわち負担水準の分母となる評価額が大きく下がった土地ほど負担水準の割合が高くなるという傾向が生じました。

そこで、課税の公平の観点からは、これらをできる限り早期に解消する必要があったため、つまり、バブルの影響で、評価額、赤い線と、課税標準額、緑色の線にできた大きな開きを埋めるための負担調整措置が平成9年度から講じられているところであります。

5ページをごらんください。

細かくて大変恐縮でございますが、それでは、その負担調整措置とはどのようなになっているのかと申し上げますと、右の上のほうに平成24年度の本来の課税標準額24万円というのがございます、これが先ほど説明いたしました評価額、赤い線の部分となります。

次に、その下の四角の中、現行というふうに書いてありますが、そこに23年度の課税標準額20万円（B）というのがあります、これが緑色の線の部分、課税標準額であります。

そうしますと、現在、評価額と、赤い線、課税標準額、これが固定資産に実際に反映される額ですが、この間に4万円の開きが生じていますので、これを埋めるための措置が平成9年度から毎年行われてきたわけであります。

どのような措置をとっているのかというのが、次の部分になりますが、平成24年度の課税標準額を求める場合、まず、Bの額がAの何%になるのか計算します。ごらんのように、本来の課税標準額24万円のAに対し83.33%になります。現在の制度では、この率が80%から100%の範囲内にあるときは据置措置、先ほど26年度に廃止すると言った、この据置措置がとられておりますので、24年度の課税標準額は23年度と同額の20万円となります。したがって、固定資産税は、23年度も24年度も同じということになるわけであります。

しかし、このままでは、いつになってもこの差額の4万円は埋まりませんので、今回の改正で下の改正後の部分、それから左の図を見ていただきたいと思いますが、80%という、い

いわゆるボーダーラインを90%に引き上げ、今まで80%台の割合であれば据置措置となっていた部分については、24、25年度で5%ずつ引き上げ、26年度にはこのボーダーラインを100%に持っていき、つまり、この据置措置という特例を廃止するというものであります。そして、27年度以降、できる限り早期に本来の課税標準額に到達させようという措置を講ずる改正が行われたということでございます。

したがって、これらの改正も含めて、新旧対照表の、先ほど申し上げましたとおり、3ページの下段、第11条から8ページの13条までの改正を行うものでございますので、よろしくお願いたします。

次に、2ページのほうに戻っていただきまして、概要の2ページでございます。

4つ目といたしまして、宅地評価土地に係る課税標準額の特例の延長ということで、新旧対照表8ページの第15条と9ページの2項になりますが、この第15条関係は、特別土地保有税の課税の特例についてうたっておりますが、特別土地保有税の税額を算出する場合、固定資産税は不動産取得税の課税標準を用いていることから、固定資産税の評価がえに伴う年号の修正と、不動産取得税に係る宅地評価土地、いわゆる宅地並み課税のことではありますが、これに係る課税標準額の特例が平成24年から平成27年に3年間延長されたことに伴う修正でございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5つ目の旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例につきましては、旧民法第34条の法人、いわゆる特例民法法人から移行した一般社団法人または一般財団法人が設置している図書館、あるいは博物館、幼稚園、これらの固定資産について非課税とする特例措置が講ぜられたため、これらの適用を受ける場合の提出書類などについて新たに定めるものでございます。

利用につきましては、概要の参考欄、四角の中に記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

なお、当町には該当が今のところございません。

次に、6つ目の東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例でございますが、一般的には、その敷地上にある家屋を住居の用に供さなくなった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡した場合などについては、3,000万円の特別控除が適用されます。

東日本大震災に係る敷地の譲渡については、その適用期限を、この3年から7年に延長する改正が行われましたので、新たに読みかえ規定を定めるものでございます。

なお、現在まで大震災の影響による居住用財産の敷地の譲渡については、当町には該当がございません。ただ、7年間ありますので、これから譲渡なさる方もいるかも知れませんので、よろしく願いいたします。

最後に、7つ目といたしまして、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例でございますが、今回の改正では、まず新旧対照表12ページの23条の頭の部分がありますが、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律、これが、いわゆる通称名でございます震災特例法ということで改まりました。

もう一つは、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた家屋が東日本大震災で被害を受け、住居の用に供することができない場合でも、つまり住宅がなくなってしまっても、残りの期間について引き続き控除を受けることができるよう改正されましたので、必要な部分の修正と読みかえ規定を追加するものでございます。

なお、議案つづり12ページから15ページに経過措置ということで、寡婦控除の適用年度を26年度に、あるいは固定資産税の評価がえに係る、いわゆる先ほどのボーダーライン80%を90%にするための読みかえ規定などがうたってございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上のとおり、専決処分いたしました税条例一部改正の補足説明とさせていただきます。

引き続き、議案第2号について補足説明させていただきます。

議案つづり、ピンクの17ページになります。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

19ページをお開きください。

専決第5号、専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。

21ページをごらんください。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

横芝光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年3月31日、横芝光町長、佐藤晴彦。



23ページをごらんください。

新旧対照表は、一番最後のページ、14ページになります。

今回の改正につきましては、先ほど、税条例の一部改正でご説明いたしました東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例ということで、3,000万円の特別控除の適用が、大震災によるものについては3年から7年に延長されたことについてご説明させていただきましたが、国民健康保険税を算定する場合も、この特別控除について、同じく3年から7年に延長するための読みかえ規定を附則18として加えるものでございます。

なお、現在まで該当者はおりませんので、よろしくお願ひ申し上げまして補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、議案第3号 平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）に係る専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

議案つづりの25ページをごらんください。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第7号））。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成24年4月12日提出、横芝光町長、佐藤晴彦。

1枚めくっていただきまして、専決処分書をごらん願ひします。

本案は、冒頭、町長からの提案理由説明にありましたように、匝瑳市横芝光町消防組合の負担金について緊急に補正を行う必要があったことから、平成24年3月23日に地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をさせていただいたところでございます。

続いて、別つづりの補正予算書をごらんください。

平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,843万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ108億3,484万円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書によってご説明申し上げますので、5ページをごらんください。

歳入については、10款1項1目の地方交付税の震災復興特別交付税を財源に、歳出の8款1項1日常備消防費により、組合負担金1,843万円を支出するものでございます。

今回の専決処分による補正予算は、匠瑤市横芝光町消防組合が平成23年度組合補正予算によって、消防救急無線デジタル化に伴う移動局整備事業を国庫補助金及び起債を財源に予定しておりましたが、組合を構成している匠瑤市及び当町が特定被災地方公共団体であり、財源的に有利な震災復興特別交付税の対象となったことから、組合による起債を取りやめ、特別交付税相当額を組合負担金として支出するものであります。

なお、この事業は、消防組合において平成24年度に繰り越して実施することとなっております。

以上で、議案第3号の専決処分の承認を求めることについてのご説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして補足説明申し上げます。

ピンクの議案つづり、一番最後のページになります、29ページをごらん願います。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護するためにご活動いただく民間のボランティア委員でございまして、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものであります。

現在、町では7名の委員の皆さんにご活躍いただいておりますが、このうち2名の委員につきまして、来たる平成24年6月30日に任期満了となることから、後任の委員を推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されておりますので、本件議案を今臨時会に提案し、議会のご意見を求めるものでございます。

それでは、2名の委員候補者を順にご説明申し上げます。

まず、1人目の横芝光町虫生426番地の深田正一氏は、昭和21年6月19日生まれの65歳で、1期3年の人権擁護委員を経験され、現在、匝瑳人権擁護委員協議会第4部会の役員としてご活躍いただいております、引き続き人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

2人目の横芝光町宮川480番地、越川いつ子氏は、昭和22年9月27日生まれの64歳で、佐久間内地区におきまして、水稻、葱を中心とした専業農家として家業に従事される一方、匝瑳農協やちばみどり農協の理事として地元農業の振興・発展に尽くされた方で、このたび新たに人権擁護委員をお願いしようとするものであります。

以上の2名の方につきましては、いずれも地域社会における信頼は厚く、人権擁護について、ご経験、ご理解が深い方で、人権擁護委員として適任でございます。

よろしくご審議賜りまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で提案理由説明を終わります。

---

#### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第7、発議第1号 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を使用した試験研究に反対する意見書についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 微量PCB廃棄物を使用した試験研究についての概要報告を申し上げます。

去る4月4日水曜日に、千葉県庁環境生活部長室において、戸谷環境生活部長及び、今年4月からPCB廃棄物に関する業務が資源循環推進課から廃棄物指導課へ移管されたことに伴い、担当課長及び担当室長と協議をいたしました。その概要についてご報告させていただきます。

まず、承認するまでの経緯についてでございますが、昨年の6月、株式会社セオリーから、微量PCB汚染配電機器を使用した試験研究計画書の提出があり、試験研究については、産業廃棄物処理業及び処理施設の設置の許可を要しないこととされており、千葉県では、国の

通知により、試験研究に該当するか否かは試験研究計画書により判断するとのことでもございました。

判断要件としては、次の3でございます。

まず1つ目、営利を目的とせず、学術研究や処理技術の考案などにかかわるもの、2点目、試験研究を行う期間、産業廃棄物の量は必要最小限であること、3つ目、使用する施設が生活安全上、支障のないものであること等です。

なお、生活安全対策、保全対策に関して、大学教授など7名による千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会からの意見を踏まえ、判断しているとのことでもございました。

この専門委員会で、生活環境保全対策に対しての補正といたしまして次の2点を掲げてありました。

排気装置出口でのPCB濃度の測定を追加すること。2点目、洗浄槽について、ふたをあける際に、PCBが漏えいしない構造とすることの指示が出され、11月に修正された試験研究計画書の提出があり、12月27日に承認されました。

また、現在の状況でございますが、試験に使用するトランス3台については、移動する際、事前に譲渡の申請が必要であり、まだその申請はされていないことを確認いたしました。

試験を行う前には、県が現場を確認することになっております。県の対応としては、不適切処理がないよう監視及び指導をしていく、迅速な対応をするため町からも情報提供をいただきたいとのことでもございました。

微量PCB廃棄物処理業の申請については、環境大臣の承認を受けるか、県知事の許可が必要となり、一般的には新たな技術であれば国の認定、既に確立された技術であれば県の認定になります。町からは密閉型の洗浄槽や、敷いてある鉄板などからのPCBの漏えい防止の徹底した確認をお願いしてまいりました。

なお、試験研究の期間延長で再度承認という話になれば、条件の中に地域住民の同意を要することを強くお願いしてまいりました。また、町議会からの試験研究に対する意見書とともに、町からも同内容で町長名で提出をすること、さらには地域住民からのPCB持ち込み断固反対に対する署名運動についても現在行われていることを報告してまいりました。

なお、これらの意見書等、そして署名簿につきましては、県議会議員、阿井、實川、両議員に同行していただく予定になっており、町議会、鈴木議長、そして私、また住民代表の皆さんとともに、千葉県知事に対し、4月17日に提出してまいりたいと予定しております。

以上、概要の報告とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより発議第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（横芝光町税条例の一部を改正する条例の制定）を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（横芝

光町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定)を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度横芝光町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること  
についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご  
異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり推薦することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は町長推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で、本臨時会に付議された案件のすべてを議了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成24年4月横芝光町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議 員 川 島 仁

議 員 野 村 和 好